

食品表示を巡る新たな動き

食品表示制度については、2015年の食品表示法施行と2020年の完全施行、2022年の原料原産地表示制度完全施行、2023年の遺伝子組み換え食品表示制度の施行と大きな制度改正が相次ぎましたが、今後については品目ごとの細かな改正はともかく、しばらく大きな制度改正はなさそうに見えます。

2022年12月の第69回消費者委員会食品表示部会において、消費者庁から農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等について説明が行われました。これは食品表示部会の開催に先立ち関係閣僚会議で決定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、現行の食品表示制度を国際基準（コーデックス規格）との整合性の観点も踏まえ見直すこととされたことを受けたものです。

消費者庁の説明では、2019年の食品表示部会による「食品表示の全体像に関する報告書」を引用し、わが国の食品表示基準に大きく影響を与えるものが、コーデックス規格であること、WTOのルールにより、コーデックス規格と異なる部分がある加盟国独自の食品表示基準は不整合と判断される可能性があるとし、具体的な論点については触れず、今後、検討を進めることが報告されました。

こうした方針は2022年12月に初めて表に出たわけではなく、食品業界に対して2022年11月から非公式な意見交換の形で行われていたようです。意見交換の参加者から話を聞きますと、論点の例示として、原材料における水の表示、商品名等で強調されている原材料の使用割合の表示、添加物の表示方法が挙げられていたそうです。

2024年には食品衛生基準行政の消費者庁への移行が予定されており、特に食品表示法第6条8項の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項については厚労省との調整が不要となり、政策判断の迅速化が進むでしょう。

食品表示制度については引き続き変化が続きそうです。

令和5年2月1日